

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 (広陵町)	奈良交通(株)	(1) 中央幹線	近鉄高田駅	広陵町役場	国保中央病 院	往 11.1km 復 11.3km	361日	1444.0回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で地 域間幹線補助系統 「高田五條線」「高田 イオンモール線」「高 田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(2) 北部支線A	広陵町役場	(左回り)はし お元気村	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	966回		路線定期 運行	①	エバグリーン広陵店 前で地域間幹線系統 「高田イオンモール 線」「高田新家線」と 接続する。(近接)	③
		(3) 北部支線B	広陵町役場	(右回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	722回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で地 域間幹線補助系統 「高田五條線」「高田 イオンモール線」「高 田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(4) 南部支線A	近鉄高田駅	広陵町役場	広陵町役場	往 22.5km 復 22.5km	361日	180.5回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で地 域間幹線補助系統 「高田五條線」「高田 イオンモール線」「高 田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(5) 南部支線B	広陵町役場	真美ヶ丘セン ター	近鉄高田駅	往 19.1km 復 19.1km	361日	302.5回		路線定期 運行	①	大塚、安部、広陵平 尾で地域間幹線系統 「高田イオンモール 線」「高田新家線」と 接続する。(近接)	③
		(6) 南部支線C	広陵町役場	(左回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 18.8km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①	大塚、安部、広陵平 尾で地域間幹線系統 「高田イオンモール 線」「高田新家線」と 接続する。(近接)	③
		(7) 南部支線D	広陵町役場	(右回り)コー プなんごう	広陵町役場	往 19.0km (循環)	361日	722回		路線定期 運行	①	大塚、安部、広陵平 尾で地域間幹線系統 「高田イオンモール 線」「高田新家線」と 接続する。(近接)	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 (広陵町)	奈良交通(株)	(1) 中央幹線	近鉄高田駅	広陵町役場	国保中央病 院	往 11.1km 復 11.3km	361日	1444.0回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で地 域間幹線補助系統 「高田五條線」「高田 イオンモール線」「高 田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(2) 北部支線A	広陵町役場	(左回り)はし お元気村	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	964回		路線定期 運行	①	エバグリーン広陵店 前で地域間幹線系統 「高田イオンモール 線」「高田新家線」と 接続する。(近接)	③
		(3) 北部支線B	広陵町役場	(右回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	722回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で地 域間幹線補助系統 「高田五條線」「高田 イオンモール線」「高 田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(4) 南部支線A	近鉄高田駅	広陵町役場	広陵町役場	往 22.5km 復 22.5km	361日	180.5回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で地 域間幹線補助系統 「高田五條線」「高田 イオンモール線」「高 田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(5) 南部支線B	広陵町役場	真美ヶ丘セン ター	近鉄高田駅	往 19.1km 復 19.1km	361日	301.5回		路線定期 運行	①	大塚、安部、広陵平 尾で地域間幹線系統 「高田イオンモール 線」「高田新家線」と 接続する。(近接)	③
		(6) 南部支線C	広陵町役場	(左回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 18.8km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①	大塚、安部、広陵平 尾で地域間幹線系統 「高田イオンモール 線」「高田新家線」と 接続する。(近接)	③
		(7) 南部支線D	広陵町役場	(右回り)コー プなんごう	広陵町役場	往 19.0km (循環)	361日	722回		路線定期 運行	①	大塚、安部、広陵平 尾で地域間幹線系統 「高田イオンモール 線」「高田新家線」と 接続する。(近接)	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 (広陵町)	奈良交通(株)	(1) 中央幹線	近鉄高田駅	広陵町役場	国保中央病 院	往 11.1km 復 11.3km	361日	1444.0回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で地 域間幹線補助系統 「高田五條線」「高田 イオンモール線」「高 田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(2) 北部支線A	広陵町役場	(左回り)はし お元気村	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	966回		路線定期 運行	①	エバグリーン広陵店 前で地域間幹線系統 「高田イオンモール 線」「高田新家線」と 接続する。(近接)	③
		(3) 北部支線B	広陵町役場	(右回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 22.6km (循環)	361日	722回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で地 域間幹線補助系統 「高田五條線」「高田 イオンモール線」「高 田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(4) 南部支線A	近鉄高田駅	広陵町役場	広陵町役場	往 22.5km 復 22.5km	361日	180.5回		路線定期 運行	①	近鉄大和高田駅で地 域間幹線補助系統 「高田五條線」「高田 イオンモール線」「高 田新家線」と接続す る。(近接)	③
		(5) 南部支線B	広陵町役場	真美ヶ丘セン ター	近鉄高田駅	往 19.1km 復 19.1km	361日	302.5回		路線定期 運行	①	大塚、安部、広陵平 尾で地域間幹線系統 「高田イオンモール 線」「高田新家線」と 接続する。(近接)	③
		(6) 南部支線C	広陵町役場	(左回り)真 美ヶ丘センター	広陵町役場	往 18.8km (循環)	361日	361回		路線定期 運行	①		③
		(7) 南部支線D	広陵町役場	(右回り)コー ブなんごう	広陵町役場	往 19.0km (循環)	361日	722回		路線定期 運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	広陵町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	12,335
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
奈良県 (広陵町)	奈良交通(株)	1	(1) 中央幹線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33	平成28年10月		リース
		2	(2) 南部支線A (3) 南部支線B (4) 北部支線A (5) 北部支線B	小型車両		非標準仕様	13	平成28年10月		リース
		3	(2) 南部支線A (3) 南部支線B (4) 北部支線A (5) 北部支線B	小型車両		非標準仕様	13	平成28年10月		リース
		4	(2) 南部支線A (3) 南部支線B (4) 北部支線A (5) 北部支線B	小型車両		非標準仕様	13	平成28年10月		リース

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
- 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。